

熊本市公報

第 1505 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

条 例

○熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例（第 1 号）	2927
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第 2 号）	2928
○熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 3 号）	2929
○熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 4 号）	2931
○熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第 5 号）	2932
○熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第 6 号）	2933
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 7 号）	2935
○熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（第 8 号）	2936
○熊本市長の給料の特例に関する条例（第 9 号）	2937
○公費解体の申出が行われた被災区分所有家屋の固定資産税及び都市計画税の減免に係る熊本市税条例の特例に関する条例を廃止する条例（第 10 号）	2938
○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例（第 11 号）	2939
○熊本市学校給食費条例の一部を改正する条例（第 12 号）	2941
○熊本市手数料条例及び熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第 13 号）	2942
○熊本市乳児等通園支援事業所条例（第 14 号）	2944
○熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例（第 15 号）	2946
○熊本市動植物園条例の一部を改正する条例（第 16 号）	2947
○熊本市動植物園整備運営支援基金条例（第 17 号）	2948
○熊本市体育施設条例の一部を改正する条例（第 18 号）	2950
○熊本市総合屋内プール条例の一部を改正する条例（第 19 号）	2951
○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第 20 号）	2952
○熊本市軌道条例の一部を改正する条例（第 21 号）	2953
○熊本市介護保険条例の一部を改正する条例（第 22 号）	2954
○熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（第 23 号）	2959
○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第 24 号）	2961
○熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例（第 25 号）	2970
○熊本市税条例及び熊本市手数料条例の一部を改正する条例（第 26 号）	2971

規 則

○熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則（第 3 号）	2974
○熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則（第 4 号）	2977
○熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則（第 5 号）	2978
○熊本市総合屋内プール条例施行規則の一部を改正する規則（第 6 号）	2979

○熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則（第7号）	2980
○熊本市乳児等通園支援事業所条例施行規則（第8号）	2981
○熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（第9号）	2983
○熊本市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第10号）	2984
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が 給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則（第11号）	2986
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第12号）	2987
○熊本市職員職名規則の一部を改正する規則（第13号）	2996
○熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則（第14号）	2997
○地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正 する規則（第15号）	2998
○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（第16号）	2999
○熊本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（第17号）	3001
○熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部を改正する規則（第18号）	3002
○熊本市物品会計規則の一部を改正する規則（第19号）	3004
○熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部 を改正する規則（第20号）	3007
○熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第21号）	3008
○アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則（第22号）	3009
○熊本市予算決算規則の一部を改正する規則（第23号）	3010
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改 正する規則（第24号）	3011
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（第25号）	3012
○熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（第26号）	3016
○熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則（第27号）	3018
○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第28号）	3020
○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（第29号）	3023
○熊本市医療法施行細則の一部を改正する規則（第30号）	3025
○熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則（第31号）	3029
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（第32号）	3030

訓 令

○熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令（第2号）	3034
○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第3号）	3036
○熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第4号）	3042

公 告

○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧に係る公告（第231号）	3044
--------------------------------------	------

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定 に係る告示（第216号）	3046
--	------

条 例

条 例 第 1 号

令和 8 年 3 月 23 日

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例

熊本市事務分掌条例（昭和 46 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「都市政策研究所」を「E B P M 推進センター」に改める。

第 2 条都市政策研究所の項を次のように改める。

E B P M 推進センター

政策立案に係る調査及び分析に関すること。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 2 号

令和 8 年 3 月 23 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中 90 の項を削り、91 の項を 90 の項とし、92 の項から 95 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

95	熊本市障がい者サポート企業・団体表彰選考委員会	熊本市障がい者サポート企業・団体の表彰を行うため、被表彰者の選考について審議する。
96	熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会	熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。
97	熊本市スタートアップ製品等認定審査会	熊本市スタートアップ製品等認定制度における製品等の認定について、必要な事項を審査する。

別表 5 の表に次のように加える。

15	天明地区閉校後施設利活用候補者選定委員会	天明地区閉校後施設の一部を利活用する候補者の選定について、必要な事項を審議する。
----	----------------------	--

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条例第3号

令和8年3月23日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「310,000円」を「310,800円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。ただし、熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号。以下この項及び次項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第6条において改正後の条例第14条の規定を準用する場合又は会計年度任用職員給与条例第8条第4項第2号において改正後の条例第14条の規定により初任給調整手当の額を算定する場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から適用する。

(1) この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、会計年度任用職員給与条例第7条又は第17条の規定により令和7年12月に期末手当を支給されたもの 任期の初日（この条例の施行の日を含む任期の初日に限る。次号において同じ。）

(2) この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、前号の期末手当を支給されていないもの 令和7年12月1日又は任期の初日のい

ずれか遅い日

- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払と、前項ただし書の適用を受ける者に対して会計年度任用職員給与条例の規定に基づいて支給された給与はこの条例の施行の日以後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

条例第4号

令和8年3月23日

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,207,000円」を「1,303,000円」に、「960,000円」を「1,036,000円」に、「700,000円」を「756,000円」に改める。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条 例 第 5 号

令和 8 年 3 月 23 日

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 25 年告示
第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「831,000 円」を「897,000 円」に、「757,000 円」
を「817,000 円」に、「686,000 円」を「740,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条例第6号

令和8年3月23日

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会委員の項中「126,000円」を「138,000円」に改め、同表市の選挙管理委員会の部委員長の項中「90,000円」を「99,000円」に改め、同部委員の項中「59,000円」を「65,000円」に改め、同表区の選挙管理委員会の部委員長の項中「60,000円」を「66,000円」に改め、同部委員の項中「40,000円」を「44,000円」に改め、同表人事委員会の部委員長の項中「165,000円」を「181,000円」に改め、同部委員の項中「139,000円」を「152,000円」に改め、同表監査委員の部識見を有する者のうちから選任された監査委員（非常勤）の項中「137,000円」を「150,000円」に改め、同部市議会議員のうちから選任された監査委員の項中「71,000円」を「78,000円」に改め、同表農業委員会の部会長の項中「90,000円」を「99,000円」に改め、同部副会長の項中「59,000円」を「65,000円」に改め、同部委員の項中「55,000円」を「60,000円」に改め、同部農地利用最適化推進委員の項中「50,000円」を「55,000円」に改め、同表国民健康栄養調査員の項中「10,870円」を「11,440円」に改め、同表措置診察指定医の項中「13,877円」を「14,335円」に改め、同表精神科病院実地指導審査医の項中「24,773円」

を「25,619円」に改め、同表自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員の項中「12,877円」を「13,335円」に改め、同表土地区画整理評価員の項から土地区画整理審議会委員選挙の選挙立会人の項までを削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例第7号

令和8年3月23日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「715,000円」を「772,000円」に、「644,000円」を「695,000円」に改める。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例第8号

令和8年3月23日

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市教育長の給与等に関する条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「715,000円」を「772,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例第9号

令和8年3月23日

熊本市長の給料の特例に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市長の給料の特例に関する条例

令和8年4月1日から同年11月30日までの期間における市長の給料月額、熊本市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第26号)第2条の規定にかかわらず、1,207,000円とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和8年11月30日限り、その効力を失う。

条 例 第 10 号

令和 8 年 3 月 23 日

公費解体の申出が行われた被災区分所有家屋の固定資産税及び都市計画税の減免に係る熊本市税条例の特例に関する条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

公費解体の申出が行われた被災区分所有家屋の固定資産税及び都市計画税の減免に係る熊本市税条例の特例に関する条例を廃止する条例

公費解体の申出が行われた被災区分所有家屋の固定資産税及び都市計画税の減免に係る熊本市税条例の特例に関する条例（平成 29 年条例第 38 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 1 1 号

令和 8 年 3 月 2 3 日

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 6 条の 2 第 1 項を次のように改める。

団員に支給する出動報酬の区分及び出動報酬の額は、別表第 2 に定めるとおりとする。

第 6 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 7 条ただし書中「災害」の次に「（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」を加える。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 6 条の 2 関係）

出動報酬の区分	出動報酬の額
任務（災害の現場に出動して行うものに限る。）に従事したとき。	1 回につき 4,000 円。ただし、1 回の従事時間が 4 時間を超えるときは、以後 4 時間までごとに 4,000 円を加算した額とする。
消防学校の行う教育訓練に従事したとき。	1 日につき 8,000 円

研修、講習、訓練、火災予防に関する活動又はこれらに準ずる業務（前項及び次項に掲げるものを除く。）に従事したとき。	1日につき4,000円
動力消防ポンプ等の定期的な点検、火災予防に関する活動又はこれらに準ずる業務であって、分団において行うものに従事したとき。	1日につき2,000円

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条の2第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に非常勤の消防団員が同表左欄に規定する業務に従事した場合について適用する。

条 例 第 1 2 号

令和 8 年 3 月 2 3 日

熊本市学校給食費条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市学校給食費条例の一部を改正する条例

熊本市学校給食費条例（平成 3 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「保護者等」の次に「（規則で定める者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条例第13号

令和8年3月23日

熊本市手数料条例及び熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市手数料条例及び熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

(熊本市手数料条例の一部改正)

第1条 熊本市手数料条例(昭和25年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第48号を削り、同項第49号を同項第48号とし、同項第50号から第53号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

(熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正)

第2条 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)関係の部中「25,700円」を「26,000円」に、「15,300円」を「15,500円」に改め、同表食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)関係の部の次に次のように加える。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)関係	輸出証明書発行申請	1件につき 900円
-------------------------------------	-----------	------------

別表医療法(昭和23年法律第205号)関係の部診療所開設許可申請の項中「18,000円」を「19,000円」に改め、同部診療所使用許可申請の項中「22,000円」を「23,000円」に、「11,000円」を「11,500円」に改める。

円」に改め、同部助産所開設許可申請の項中「11,000円」を「11,800円」に改め、同部助産所使用許可申請の項中「16,000円」を「17,200円」に、「8,000円」を「8,600円」に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）関係の部中「29,000円」を「29,200円」に、「11,000円」を「11,300円」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、同表死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）関係の部中「3,400円」を「3,700円」に改め、同表動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）関係の部特定動物飼養等許可申請の項及び特定動物飼養等変更許可申請の項中「15,500円」の次に「（同時に数件の申請が行われる場合（当該数件の申請に係る特定飼養施設が同一の所在地にある場合に限る。）における2件目以降の申請にあつては、1件につき11,000円）」を加え、同部犬又は猫の引取り（動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項に規定する場合を除く。）の款中「1,000円」を「2,000円」に、「200円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中熊本市手数料条例第2条第2項の改正規定は、この条例の公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

条 例 第 1 4 号

令 和 8 年 3 月 2 3 日

熊本市乳児等通園支援事業所条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市乳児等通園支援事業所条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。第 3 条において「法」という。）

第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業を実施するため、本市に乳児等通園支援事業所（以下「事業所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市豊田保育園乳児等通園支援事業所	熊本市北区植木町豊田 5 6 5 番地

(事業)

第 3 条 事業所は、法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業を行う。

(使用者)

第 4 条 事業所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 0 条の 1 6 に規定する乳児等支援給付認定子ども及びその保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(使用の制限)

第 5 条 市長は、事業所を使用しようとする者又は使用している者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を制限し、入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 事業所の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。

- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 事業所の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあるとき又はそのおそれがある物品等を携帯しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業所の管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第6条 第4条第1号に掲げる乳児等支援給付認定子どもが事業所を使用する場合の使用料は、当該乳児等支援給付認定子ども1人につき、30分までごとに150円とする。

- 2 前項の使用料は、その都度納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第7条 事業所の施設又は設備を毀損し、滅失し、又は汚損した者は、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例第15号

令和8年3月23日

熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例

熊本市余熱利用施設条例(昭和55年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第3(4)冷暖房設備使用料の表中

「

研修室	1台につき1時間までごとに 100円
-----	--------------------

」

を

「

多目的室	1時間までごとに 300円
研修室	1台につき1時間までごとに 100円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条 例 第 1 6 号

令和 8 年 3 月 2 3 日

熊本市動植物園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市動植物園条例の一部を改正する条例

熊本市動植物園条例（平成 3 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1) 入園料の表備考に次の 3 項を加える。

- 6 年間入園券は、1 枚につき 2, 0 0 0 円とする。
- 7 年間入園券の有効期間は、購入日から 1 年間とする。
- 8 年間入園券を利用することができる者は、小学生以上の者とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 7 号

令和 8 年 3 月 2 3 日

熊本市動植物園整備運営支援基金条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市動植物園整備運営支援基金条例

(設置)

第 1 条 熊本市動植物園の整備及び運営に要する経費の財源に充てるため、熊本市動植物園整備運営支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第 1 条に規定する経費の財源に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 1 8 号

令和 8 年 3 月 2 3 日

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和 6 0 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の項使用料の欄中

「

富合雁回館	トレーニング室	1 時間 につき	620 円
	ステージ	1 時間 につき	250 円

」

を

「

富合雁回館	ステージ	1 時間 につき	250 円
-------	------	-------------	-------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 1 9 号

令和 8 年 3 月 2 3 日

熊本市総合屋内プール条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市総合屋内プール条例の一部を改正する条例

熊本市総合屋内プール条例(平成10年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号及び第15条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第1の1専用使用料(1)施設使用料の表多目的フロアの部を削り、別表第1の1専用使用料(2)照明設備等使用料の表中「多目的フロア」を削り、同表備考第3項中「、スケートリンク又は多目的フロア」を「又はスケートリンク」に、同表備考第6項中「、サブリンク及び多目的フロア」を「及びサブリンク」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条 例 第 2 0 号

令和 8 年 3 月 2 3 日

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成 1 2 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第 9 の 1 の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 1 0 5 条第 1 項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第 1 6 3 条の 5 9 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条例第21号

令和8年3月23日

熊本市軌道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成13年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号ウ中「及び24時間旅客運賃」を削り、「2,200円」を「2,500円」に改め、同号に次のように加える。

エ 市電の全区間並びに他の事業者の電車及び自動車の指定区間又は全区間（当該他の事業者が認めた場合に限る。）における24時間旅客運賃 1人につき2,300円以内で管理者が定める額

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の第5条第1項第6号ウの規定に基づく運賃に係る1日乗車券又は24時間乗車券をこの条例の施行の日の前日から引き続いて使用する場合は、なお従前の例による。

条例第22号

令和8年3月23日

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の7の次に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条の8 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。）をいう」とあるのは、「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項

に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。）をいう」とあるのは「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。）をいう」とあるのは

「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条の9 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、熊本市税条例（昭和25年告示第89号。以下「市税条例」という。）第19条第2項の規定により算定した額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、市税条例第19条第2項の規定により算定した額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、市税条例第19条第2項の規定により算定した額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例第23号

令和8年3月23日

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等について

は、なお従前の例による。

条 例 第 24 号

令和 8 年 3 月 23 日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和 50 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 12 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 12 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以

下「子ども・子育て支援納付金」という。)を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条第1項第1号中「100分の44.54」を「100分の45.38」に改め、同項第2号中「100分の37.64」を「100分の38.25」に改め、同項第3号ア中「100分の17.82」を「100分の16.37」に改める。

第15条の5中「66万円」を「67万円」に改める。

第15条の5の2第1号中「同じ。)」の次に「の額」を加える。

第15条の5の5第1項第1号中「100分の44.07」を「100分の45.57」に改め、同項第2号中「100分の38.62」を「100分の38.09」に改め、同項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「100分の17.31」を「100分の16.34」に改める。

第15条の6第1号中「同じ。)」の次に「の額」を加える。

第15条の8中「次条第1項第1号」を「次条」に改める。

第15条の9第1項第1号中「100分の45.58」を「100分の47.71」に改め、同項第2号中「100分の54.42」を「100分の52.29」に改める。

第15条の10の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第15条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第15条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第15条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の11第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の45.37に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の54.63に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年

度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の11第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の15 第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条第1項中「第15条の7」を「第15条の7若しくは第15条の12」に、「第20条の3第1項（同条第3項）」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項（同条第3項又は第4項）」に、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号（同条第6項）」を「額、同条第5項（同条第7項又は第8項）」に、「第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）」を「第20条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「若しくは第20条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の5の3の額若しくは第15条の7」を「、第15条の5の3、第15条の7若しくは第15条の12」に改め、「第20条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号」を「額、同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額」に改める。

第20条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万

円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該

年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第15条の14第2項及び第3項の規定は、前項各号ア又はイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の14第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第20条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の5の4、第15条の8及び第15条の13並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第20条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を

「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の14」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の14第3項」と読み替えるものとする。第20条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の14」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の14第3項」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に、「と、第6項」を「と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第15条の12」と、「67万円」

とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の14第2項」と読み替えるものとする。

第20条の4に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条」とあるのは「第15条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の14」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

- 第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第15条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の14第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附則第13項から第18項までを削り、附則第19項を附則第13項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第13項から第18項までを削り、附則第19項を附則第13項とする改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条例第25号

令和8年3月23日

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表総務委員会の項所管事項の欄第4号中「都市政策研究所」を「EBPM推進センター」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条 例 第 26 号

令和 8 年 3 月 31 日

熊本市税条例及び熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例及び熊本市手数料条例の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第 1 条 熊本市税条例 (昭和 25 年告示第 89 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 14 条中「、第 62 条の 7 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 62 条の 7 第 1 項の申告書、」を削る。

第 62 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 62 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 62 条の 2 第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 62 条の 2 第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 62 条の 4 から第 62 条の 9 までを削る。

第 63 条 (見出しを含む。) 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 64 条 (見出しを含む。) 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 65 条 (見出しを含む。) 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 65 条の 3 (見出しを含む。) 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条の前の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第68条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第70条の2第1項中「によって種別割」を「によって軽自動車税」に改め、同項ただし書中「第443条第3項本文」を「第443条第2項本文」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び同条第3項中「の種別割」を削る。

（熊本市手数料条例の一部改正）

第2条 熊本市手数料条例(昭和25年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第17号中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の熊本市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、

- 令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
 - 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

規 則 第 3 号

令 和 8 年 3 月 1 6 日

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防団の組織に関する規則（昭和 4 6 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 東区の部第 4 方面隊の項中「第 5 9 分団」の次に「、第 8 9 分団」を加え、同表南区の部第 1 1 方面隊の項中「第 7 5 分団」の次に「、第 9 0 分団」を加え、同表北区の部第 1 3 方面隊の項中「第 5 8 分団」の次に「、第 8 8 分団」を加える。

別表第 2 中

「

第 1 分団	第 1 部	秋津小学校区
	第 2 部	

」

を

「

第 1 分団	第 1 部	秋津小学校区
--------	-------	--------

」

に改め、同表第 2 5 分団の項中「、龍田西小学校区」を削り、同表第 2 8 分団の項中「、長嶺小学校区の一部」を削り、同表中

「

第 3 1 分団	第 1 部	春竹小学校区
----------	-------	--------

	第 2 部	
第 3 2 分団	第 1 部	本荘小学校区
第 3 3 分団	第 1 部	向山小学校区
	第 2 部	

を

第 3 1 分団	第 1 部	春竹小学校区
第 3 2 分団	第 1 部	本荘小学校区
第 3 3 分団	第 1 部	向山小学校区

に改め、同表第 5 5 分団の項及び第 5 9 分団の項中「、長嶺小学校区の一部」を削り、
同表中

第 7 5 分団	第 1 部	富合小学校区
	第 2 部	
	第 3 部	
	第 4 部	

を

第 7 5 分団	第 1 部	富合小学校区の一部
	第 2 部	

に改め、同表に次のように加える。

第 8 8 分団	第 1 部	龍田西小学校区
第 8 9 分団	第 1 部	長嶺小学校区
第 9 0 分団	第 1 部	富合小学校区の一部
	第 2 部	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規 則 第 4 号

令和 8 年 3 月 1 9 日

熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則

熊本市農業委員会への事務委任規則（平成 2 4 年規則第 1 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号カ及びコ中「ス」を「セ」に改め、同号ス中「シ」を「ス」に改め、同号スを同号セとし、同号中シをスとし、サの次に次のように加える。

シ 法第 5 1 条第 3 項の規定による違反転用者等に係る公表に関する事務（サに掲げる事務に係るものに限る。）

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規則第5号

令和8年3月19日

熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則（令和4年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（再交付の申請）

第6条の2 省令第9条第4項に規定する医療券の再交付の申請をしようとする者は、養育医療券再交付申請書を市長に提出しなければならない。

第7条の見出し中「変更等」を「変更」に改め、同条第1項中「、市町村民税」を「又は市町村民税」に、「又は医療券を紛失し、若しくは毀損したときは、速やかに養育医療決定事項変更（医療券紛失）届」を「は、速やかに養育医療決定事項変更届」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則第7条第1項の規定によりなされた届出に係る新たな医療券の交付については、なお従前の例による。

規 則 第 6 号

令和 8 年 3 月 23 日

熊本市総合屋内プール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市総合屋内プール条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市総合屋内プール条例施行規則（平成 23 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 専用使用の部多目的フロアの款を削る。

別表第 2 メインプール飛込プールの部中「8 月 31 日」を「9 月 30 日」に改め、同表メインリンクサブリンクの部中「12 月 23 日」を「11 月 16 日」に改め、同表多目的フロアの部を削る。

別表第 3 バスケットボール競技用器具の項からフロアシートの項までを削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 7 号

令 和 8 年 3 月 2 3 日

熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則

熊本市児童措置費負担金徴収規則（平成 2 2 年規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 5 項第 3 号中「第 1 2 項」の次に「、第 1 3 項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第8号

令和8年3月23日

熊本市乳児等通園支援事業所条例施行規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市乳児等通園支援事業所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市乳児等通園支援事業所条例（令和8年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 条例第1条に規定する乳児等通園支援事業所（以下「事業所」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 事業所の休館日は、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(事業所の定員)

第4条 事業所の時間当たりの定員は、次のとおりとする。

名称	時間当たりの定員
熊本市豊田保育園乳児等通園支援事業所	3人

(遵守事項)

第5条 事業所を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業所内で喫煙しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬

を除く。)を持ち込まないこと。

(4) 事業所を損傷し、又は汚損しないこと。

(毀損滅失の届出)

第6条 使用者は、事業所の施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、市長に届け出なければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規 則 第 9 号

令和 8 年 3 月 23 日

熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市国民健康保険条例施行規則（昭和 50 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第10号

令和8年3月24日

熊本市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（令和元年規則第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第2条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同条第2項中「第49条第1項」を「第76条の25第1項」に改め、同条第3項中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改め、同項第1号中「第102条第2項第2号」を「第163条の56第2項第2号」に改める。

第3条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改め、同条第1号中「第50条の除却」を「第76条の28の除却等」に改め、同条第3号中「及び断面図」を「、2面以上の断面図及び地盤面算定表」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規則第11号

令和8年3月24日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則（令和2年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「児童相談所一時保護所夜間生活指導員」を「児童相談所一時保護所夜間生活支援員」に、「都市政策研究所研究員会計年度任用職員」を「EBPM推進センター研究員」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規 則 第 1 2 号

令和 8 年 3 月 2 5 日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 必要に応じて、課等に特命課長、担当課長、副課長（副所長、副場長及び副園長を含む。）又は課長補佐（所長補佐を含む。）を置くことができる。

第 3 条第 3 項中「危機管理監」の次に「及び交通政策監」を加え、同条第 4 項中「及び児童相談所」を「、児童相談所及び E B P M 推進センター」に改め、同条第 5 項中「、西南部農業振興センター及び都市政策研究所」を「及び西南部農業振興センター」に改め、同条第 1 0 項を削り、同条第 1 1 項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「特別滞納対策室」の次に「、保育指導室」を加え、「東農業振興室、河内農業振興室、南農業振興室」を「各農業振興室（東農業振興室、河内農業振興室及び南農業振興室をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項中「保育園」を「各保育園（本荘保育園、横手保育園、白山保育園、京塚保育園、京町台保育園、城東保育園、池上保育園、小島保育園、春日保育園、清水保育園、中島保育園、幸田保育園、健軍保育園、麻生田保育園、西里保育園、山本保育園、豊田保育園、田底保育園及び菱形保育園をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項を同条第 1 5 項とする。

別表(1)政策局の表総合政策部の部政策企画課の項事務分掌の欄中第 1 6 号を削り、同表庁舎整備部の部の次に次のように加える。

公共交通戦略部	公共交通戦略課	(1) 運輸連合を基軸とした公共交通及び渋滞対策（公共交通に関するものに限る。）に係る総合的企画及び調整に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
---------	---------	---

別表(1)政策局の表秘書部の部広報課の項事務分掌の欄に次の2号を加える。

- (5) ふるさと応援寄付金に関する事。
- (6) 企業版ふるさと納税地方創生基金に関する事。

別表(2)総務局の表行政管理部の部改革プロジェクト推進課の項から労務厚生課の項までを削り、同部の次に次のように加える。

人事部	人事課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内事務の連絡調整に関する事。 (2) 職員の任用及び他の任命権者との人事の連絡調整に関する事。 (3) 職員の服務に関する事。 (4) 職員の退職手当に関する事。 (5) 組織管理に関する事。 (6) 職員定数の管理に関する事。 (7) 人材育成センター（室）に関する事。
	人材育成センター（室）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員研修その他の人材育成に係る企画、調整及び研究に関する事。 (2) 人材育成に係る計画の策定及び実施に関する事。 (3) 人材育成に係る情報の収集及び提供に関する事。
	改革プロジェクト推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市役所改革プロジェクトに関する事。 (2) 行政運営の効率化及び適正化に係る総合的企画及び調整に関する事。 (3) 外郭団体の指導調整の総括に関する事。 (4) 市役所改革推進委員会に関する事。

業務支援課	(1) 総合行政事務センターに関すること。 (2) ワークステーションに関すること。
労務厚生課	(1) 職員の給与、報酬、費用弁償、年金、財形貯蓄等に関すること。 (2) 職員の被服貸与に関すること。 (3) 職員団体及び職員労働組合に関すること。 (4) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の社会保険に関すること。 (5) 会計年度任用職員の社会保険及び住民税の総括に関すること。 (6) 熊本県市町村職員共済組合に関すること。 (7) 職員の厚生福利に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (8) 職員の公務災害に関すること。 (9) 職員の健康管理に関すること。 (10) 職員の安全衛生に関すること。 (11) 地方公務員災害補償基金熊本市支部に関すること。 (12) 公務災害補償等認定委員会に関すること。 (13) 公務災害補償等審査会に関すること。 (14) 特別職報酬等審議会に関すること。 (15) 職員退職手当基金に関すること。

別表(3) 財政局の表税務部の部税制課の項事務分掌の欄中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同部東税務室、西税務室、南税務室、北税務室（室）の項事務分掌の欄中第 8 号を第 9 号とし、第 1 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同欄に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 市税の収納に関すること。

別表(4) 文化市民局の表人権推進部の部人権政策課の項事務分掌の欄に次の 1 号を加える。

- (9) 人権尊重のまちづくり条例（仮称）検討委員会に関すること。

別表(4)文化市民局の表人権推進部の部男女共同参画課の項事務分掌の欄中第6号を削り、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)に基づく基本計画等に関する事。
- (5) 配偶者暴力相談支援センターに関する事。

別表(5)健康福祉局の表健康福祉部の部健康福祉政策課の項事務分掌の欄第18号中「(他課の所管に属するものを除く。)」を削り、同部国保年金課の項事務分掌の欄中第7号から第11号までを削り、第12号を第7号とし、第13号から第16号までを5号ずつ繰り上げ、同欄に次の1号を加える。

- (12) 課内及び保険料収納対策課の庶務に関する事。

別表(5)健康福祉局の表健康福祉部の部国保年金課の項の次に次のように加える。

保険料収納対策課	(1) 国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下この項においてこれらを「保険料等」という。)の徴収に関する事。 (2) 保険料等の督促及び滞納処分に関する事。 (3) 国民健康保険の保険給付に係る一部負担金の徴収に関する事。 (4) 保険料等の還付及び充当に関する事。 (5) 保険料等の納付証明書等に関する事。
----------	--

別表(5)健康福祉局の表障がい者支援部の部障がい福祉課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

- (19) 障がい者サポート企業・団体表彰選考委員会に関する事。

別表(6)子ども局の表子ども育成部の部子ども政策課の項事務分掌の欄中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) こどもの性被害防止条例(仮称)検討委員会に関する事。

別表(6)子ども局の表子ども育成部の部子ども支援課の項事務分掌の欄中第20号を第22号とし、第14号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第13号を第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (14) 病児保育事業等に関する事。

別表(6)子ども局の表子ども育成部の部子ども支援課の項事務分掌の欄中第12号

を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 児童厚生施設の職員等による虐待に係る通報に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

別表(6)こども局の表こども育成部の部保育幼稚園課の項事務分掌の欄第2号を削り、同欄第3号中「こと」の次に「(事前協議に限る。)」を加え、同号を同欄第2号とし、同欄第4号を同欄第3号とし、同欄第5号を同欄第4号とし、同欄第6号を削り、同欄第7号中「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第8号を同欄第6号とし、同欄第9号を削り、同欄第10号を同欄第7号とし、同欄第11号中「私立学校(幼稚園に限る。)」を「教育・保育施設、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業並びに児童厚生施設並びに認可外保育施設」に改め、「こと」の次に「(他課の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同欄第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 保育指導室(室)に関すること。

別表(6)こども局の表こども育成部の部保育幼稚園課の項事務分掌の欄第12号中「保育園(室)」を「各保育園(室)」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄中第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、同項の次に次のように加える。

保育指導室(室)	(1) 社会福祉法人の認可に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (2) 保育所及び認定こども園の設置認可等並びに家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可等に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (3) 認可外保育施設等に関すること。 (4) 教育・保育施設、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業並びに児童厚生施設の指導監督に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (5) 教育・保育施設、家庭的保育事業等及び乳児等通
----------	---

	園支援事業並びに児童厚生施設の職員等による虐待に係る通報に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
--	--

別表(6)こども局の表こども福祉部の部こども家庭福祉課の項事務分掌の欄中第17号を第22号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (18) 児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に関すること。
- (19) 意見表明等支援事業に関すること。
- (20) 子育て支援事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (21) 一時保護所（室）の職員等による虐待に係る通報に関すること。

別表(6)こども局の表こども福祉部の部こども家庭福祉課の項事務分掌の欄中第16号を第17号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 児童福祉施設の職員等による虐待に係る通報に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(6)こども局の表こども福祉部の部妊娠内密相談センターの項事務分掌の欄に次の1号を加える。

- (2) 妊産婦等生活援助事業に関すること。

別表(6)こども局の表児童相談所の部（一時保護所（室）の項以外の部分に限る。）事務分掌の欄中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 里親による虐待に係る通報に関すること。

別表(7)環境局の表環境推進部の部脱炭素戦略課の項事務分掌の欄第1号中「及び調整」を「、調整及び啓発」に改め、同欄第2号中「普及促進」を「利用促進」に改め、同欄第3号を次のように改める。

- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の規定に基づく地域脱炭素化促進事業に関すること。

別表(7)環境局の表環境推進部の部水保全課の項事務分掌の欄中第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

- (15) 地下水保全条例見直し委員会に関すること。
- (16) 有機フッ素化合物対策検討委員会に関すること。

別表(8)経済観光局の表産業部の部商業金融課の項事務分掌の欄第16号を削り、同

部起業・新産業支援課の項事務分掌の欄に次の 1 号を加える。

(5) スタートアップ製品等認定審査会に関すること。

別表(9) 農水局の表農政部の部鳥獣対策室(室)の項事務分掌の欄中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づく緊急銃猟に関すること。

別表(9) 農水局の表農政部の部農地整備課の項事務分掌の欄第 6 号中「法定外公共物」を「熊本市法定外公共物管理条例(平成 16 年条例第 60 号)に規定する法定外公共物(以下「法定外公共物」という。)」に改める。

別表(10) 都市建設局の表都市政策部の部市街地整備課の項事務分掌の欄中第 12 号を削り、第 11 号を第 12 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 都市再生特別措置法の規定に基づく都市再生推進法人の指定及び監督等に関すること。

別表(10) 都市建設局の表都市政策部の部都市安全課の項事務分掌の欄中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 土砂災害危険住宅移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業及び居住誘導促進事業に関すること。

別表(10) 都市建設局の表都市政策部の部建築指導課の項事務分掌の欄第 6 号を次のように改める。

(6) マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)に基づく除却等の必要性のあるマンションの認定及び要除却等認定マンションの建替え等に係る容積率又は各部分の高さの特例の許可に関すること。

別表(10) 都市建設局の表都市政策部の部住宅政策課の項事務分掌の欄第 5 号中「災害救助法に基づく」を削り、「及び」の次に「災害救助法に基づく」を加え、同欄第 9 号を削り、同表土木部の部土木総務課の項事務分掌の欄第 5 号中「熊本市法定外公共物管理条例(平成 16 年条例第 60 号)に規定する法定外公共物(以下「法定外公共物」という。)」を「法定外公共物」に改め、同部道路保全課の項事務分掌の欄第 5 号中「こと」の次に「(設備を除く。)」を加え、同欄第 6 号及び第 7 号を削り、同欄中第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とし、同部河川課の項事務分掌の欄中第

13号を第17号とし、第12号を第16号とし、同号の前に次の1号を加える。

(15) 道路及び橋りょうの附属物に係る設備の建設、改良工事及び維持管理に関する
こと。

別表(10)都市建設局の表土木部の部河川課の項事務分掌の欄中第11号を第14号
とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 止水板設置助成事業に関すること。

別表(10)都市建設局の表土木部の部河川課の項事務分掌の欄中第10号を第12号
とし、第9号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 河川管理施設に係る設備の改良工事及び維持管理に関すること。

別表(10)都市建設局の表土木部の部河川課の項事務分掌の欄中第8号を第9号と
し、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 公共下水道の雨水事業に係る設備の維持管理に関すること。

別表(10)都市建設局の表森の都推進部の部みどり政策課の項事務分掌の欄中第9号
を削り、第10号を第9号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(熊本市財産規則の一部改正)

2 熊本市財産規則(昭和39年規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「研究所」を「EBPM推進センター」に改める。

附則第5項中「都市政策研究所長」を「EBPM推進センター所長」に、「都市
政策研究所に」を「EBPM推進センターに」に改める。

(熊本市職員安全衛生規則の一部改正)

3 熊本市職員安全衛生規則(昭和49年規則第26号)の一部を次のように改正す
る。

第5条第2項第1号中「行政管理部」を「人事部」に改め、同条第4項及び第
27条第3項中「行政管理部長」を「人事部長」に改める。

第29条及び第49条中「総務局行政管理部労務厚生課」を「労務厚生課」に改
める。

(熊本市長職務代理者の順序に関する規則の一部改正)

- 4 熊本市長職務代理者の順序に関する規則（昭和50年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「都市政策研究所」を「EBPM推進センター」に改める。

規則第13号

令和8年3月25日

熊本市職員職名規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員職名規則の一部を改正する規則

熊本市職員職名規則（昭和37年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「特命課長の」を「特命課長又は担当課長の」に改め、「当該特命課長」の次に「又は当該担当課長」を加える。

別表中「危機管理監」の次に「、交通政策監」を加え、「首席戸籍審議員」を「首席戸籍住民審議員」に改め、「特命課長」の次に「、担当課長」を加え、「、政策審議員」を削り、「、戸籍審議員」を「、戸籍住民審議員」に、「戸籍主幹」を「戸籍住民主幹」に、「戸籍参事」を「戸籍住民参事」に改め、「、業務長」を削り、「戸籍主任主事」を「戸籍住民主主任主事」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（熊本市業務職員の給与に関する規則の一部改正）

2 熊本市業務職員の給与に関する規則（平成19年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5級の項中「、業務長」を削る。

規則第14号

令和8年3月25日

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則（昭和27年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1号ウ及び第2号ウ中「副課長」を「担当課長、副課長」に改め、第3号ウ中「特任部長」を「担当課長、特任部長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規 則 第 1 5 号

令和 8 年 3 月 2 5 日

地方公営企業法第 3 9 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

地方公営企業法第 3 9 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第 3 9 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和 4 5 年規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号ウ及び第 2 号ウ中「副課長」を「担当課長、副課長」に改め、第 3 号ウ中「特任部長」を「担当課長、特任部長」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 16 号

令和 8 年 3 月 25 日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成 24 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「中央区役所」の次に「及び東区役所」を加える。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

3 必要に応じて、課等に特命課長、担当課長、副課長（副所長を含む。）又は課長補佐を置くことができる。

別表区民部の部総務企画課の項事務分掌の欄第 2 1 号中「（以下「富合地域」という。）」を削り、同部区民課の項事務分掌の欄中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、第 1 3 号から第 3 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部各総合出張所（室）の項事務分掌の欄中第 5 1 号を第 5 2 号とし、第 2 号から第 5 0 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 市税の収納に関すること。

別表区民部の部西区役所芳野分室（西区役所河内まちづくりセンター室）の項事務分掌の欄中第 3 3 号を第 3 4 号とし、第 2 号から第 3 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 市税の収納に関すること。

別表保健福祉部の部保護課（中央区役所にあつては、保護第一課及び保護第二課）の項課等の欄中「中央区役所」の次に「及び東区役所」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

- 2 熊本市福祉事務所事務分掌規則（昭和 3 5 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条中「熊本市中央福祉事務所」の次に「及び熊本市東福祉事務所」を加える。

第 6 条中「中央区役所」の次に「及び東区役所」を加える。

規 則 第 17 号

令和 8 年 3 月 25 日

熊本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防職員委員会に関する規則（平成 8 年規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「総数」を「総定数」に改める。

第 6 条第 1 項中「補欠委員」を「委員が欠けた場合に新たに指名された委員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き 2 期を超えて在任することが特に必要であると局長が認める場合には、前項ただし書の規定は適用しない。

第 7 条第 3 項中「補欠意見取りまとめ者」を「意見取りまとめ者が欠けた場合に新たに指名された意見取りまとめ者」に改める。

第 9 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ」を「1 回以上」に改め、同条第 6 項中「組織区分ごとの委員定数を合計した数」を「委員の総定数」に改め、同条第 8 項中「執る」を「とる」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 18 号

令和 8 年 3 月 25 日

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則（平成 28 年規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合若しくは敷地分割組合」に改める。

別表第 1 中

「

政策局及び都市政策研究所	政策企画課	庁舎建設課
総務局及び消防局	行政管理部総務課（以下「総務課」という。）	情報政策課

」

を

「

政策局及び E B P M 推進センター	政策企画課	庁舎建設課
総務局及び消防局	行政管理部総務課（以下「総務課」という。）	人事課

」

に改める。

別表第2第3号中「中央区役所」の次に「及び東区役所」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に行われた審査請求に係る事務について適用し、同日前に行われた審査請求に係る事務については、なお従前の例による。

規 則 第 19 号

令和 8 年 3 月 25 日

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則

熊本市物品会計規則（昭和 40 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「研究所」を「EBPM推進センター」に改め、同条第 3 号中「都市政策研究所にあっては、都市政策研究所長」を「EBPM推進センターにあっては、EBPM推進センター副所長（副所長を置かない場合にあっては、EBPM推進センター所長）」に改める。

第 11 条の 2 中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中

「

健康福祉局	保健衛生部	生活衛生課	食品保健課
こども局	こども育成部	保育幼稚園課	各保育園
			中央児童発達支援ルーム
	児童相談所	児童相談所	一時保護所

」

を

「

健康福祉局	健康福祉部	国保年金課	保険料収納対策課
	保健衛生部	生活衛生課	食品保健課
こども局	こども育成部	保育幼稚園課	保育指導室

			各保育園
			中央児童発達支援ルーム
	児童相談所	児童相談所	一時保護所

に、

農業政策課	農地整備課
	農水ブランド戦略室
農業支援課	鳥獣対策室

を

農業政策課	農地整備課
	農水ブランド戦略室

に、

交通政策部	公共交通推進課	市電延伸室
住宅部	住宅政策課	市営住宅課

を

交通政策部	公共交通推進課	市電延伸室
-------	---------	-------

に、

東区役所	区民部	託麻まちづくりセンタ ー	託麻総合出張所
		東区土木センター総務	東区土木センター維持課

		課	
--	--	---	--

を

東区役所	区民部	託麻まちづくりセンタ ー	託麻総合出張所
		東区土木センター総務 課	東区土木センター維持課
	保健福祉部	保護第一課	保護第二課

に、

学校教育部	学務支援課	各幼稚園
	教職員課	人権教育指導室
	総合支援課	教育相談室
		特別支援教育室

を

学校教育部	学務支援課	各幼稚園
	総合支援課	教育相談室
		特別支援教育室

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規則第20号

令和8年3月25日

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則(平成29年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表上熊本駅東口駅前広場内の屋根の落下事故に関する検証委員会の項及び熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議の項を削り、同表に次のように加える。

熊本市市有建築物包括管理業務受託事業者選定委員会	熊本市市有建築物包括管理業務に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
--------------------------	---	-----------------------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規 則 第 21 号

令和 8 年 3 月 25 日

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 2 年規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「4 の項」を「3 の項」に改める。

第 22 条第 1 項中「5 の項及び 6 の項」を「4 の項及び 5 の項」に改め、同条第 3 項中「及び 3 の項」を削り、同条第 4 項中「4 の項」を「3 の項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規則第22号

令和8年3月25日

アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則

アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する条例(令和5年条例第54号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和8年5月21日とする。

規 則 第 23 号

令和 8 年 3 月 27 日

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則

熊本市予算決算規則（昭和 39 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「庁舎周辺まちづくり課」の次に「、公共交通戦略課」を加え、「改革プロジェクト推進課、業務支援課、人事課、労務厚生課、管財課」を「管財課、人事課、改革プロジェクト推進課、業務支援課、労務厚生課」に改め、「誘致戦略課」の次に「、動植物園」を加える。

附則第 2 項の前の見出し中「都市政策研究所」を「E B P M 推進センター」に改め、同項中「都市政策研究所長に」を「E B P M 推進センター副所長（副所長を置かないときは、E B P M 推進センター所長）に」に、「都市政策研究所長」を「E B P M 推進センター副所長（副所長を置かない場合にあつては、E B P M 推進センター所長）」に改める。

附則第 3 項中「都市政策研究所に」を「E B P M 推進センターに」に、「都市政策研究所長」を「E B P M 推進センター所長」に、「都市政策研究所副所長」を「E B P M 推進センター副所長」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 24 号

令和 8 年 3 月 30 日

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成 9 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表スマートシティアドバイザーの項の次に次のように加える。

公共交通政策アドバイザー	日額 30,000 円以内
--------------	---------------

別表生活保護法等に基づく本庁嘱託医の項及び生活保護法等に基づく福祉事務所嘱託医の項中「13,620 円」を「24,619 円」に改め、同表認知症初期集中支援チーム嘱託医の項、特別児童扶養手当判定嘱託医の項、心の健康相談嘱託医の項、こころの健康センター嘱託医の項及び特別障害者手当等判定嘱託医の項中「23,773 円」を「24,619 円」に改め、同表都市政策研究所相談役の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

規則第25号

令和8年3月30日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和39年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「都市政策研究所にあっては、都市政策研究所長」を「EBPM推進センターにあっては、EBPM推進センター副所長（副所長を置かない場合にあっては、EBPM推進センター所長）」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第19条の2の見出しを「（現金等の収納）」に改め、同条第1項を次のように改める。

会計管理者等が現金等（出納員及び出納員の委任を受ける分任出納員にあっては、第67条第1項に規定する会計管理者が定める事務に係る現金等に限る。）を収納したときは、領収証書（会計管理者が別に定める現金領収帳又はあらかじめ承認した領収書に限る。）に、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める印を押印し、納入義務者に交付しなければならない。ただし、会計管理者が自動精算機（納入義務者が手数料その他の歳入を納付するために直接使用する機械であって、納付された現金を自動的に収納する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用して現金を収納する場合又は出納員若しくは出納員の委任を受ける分任出納員が会計管理者の承認を得て金銭登録機若しくは自動精算機を使用して現金を収納する場合は、これらの印の押印は、要しないものとする。

- (1) 会計管理者 熊本市公印に関する訓令（昭和30年訓令第4号）に規定する会計管理者印

(2) 出納員 熊本市出納員印及び取扱者の印

(3) 出納員の委任を受ける分任出納員 熊本市分任出納員印

第19条の2第2項中「かかわらず、」の次に「出納員又は分任出納員が」を加え、同項第17号を削り、同条第4項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、「及び」の次に「同項第3号の」を加える。

第19条の3の次に次の2条を加える。

(自動精算機による収納)

第19条の4 会計管理者等が自動精算機を使用して収納することができる手数料その他の歳入は、会計管理者が別に定める。

2 前項に規定する手数料その他の歳入を収納したときは、収納金額、収納年月日その他会計管理者が必要と認める事項を印字した支払済証を当該自動精算機により納入義務者に交付するものとする。

(過誤納金の還付)

第19条の5 自動精算機を使用して収納した手数料その他の歳入につき過誤納金があるときは、その全部又は一部を当該過誤納金に係る納入義務者に還付することができる。

第33条第1項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(22) 特別徴収に係る住民税及び森林環境税

第33条第2項第2号中「第20号」を「第19号」に改め、同項第3号中「前項第16号」を「前項第15号」に改め、同条第4項中「保管し、直ちに支払をする場合を除き、」を「保管するとともに、当該資金の支払が複数回にわたることが想定される場合にあつては、当該資金に係る」に改める。

第34条第2項中「以内」の次に「(支払完了の日から用務終了の日までの期間が1か月を超える場合にあつては、支払完了後7日以内又は用務終了後7日以内)」を加える。

第37条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 受験料及び受講料

第37条中第6号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 検査及び申請に係る手数料

第38条第1項を次のように改める。

令第164条第1号から第4号までに掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費の支払については、当該各号に定める収納金を出納員に繰り替えて使用させることができる。

- (1) 指定納付受託者に納付させる収入金に係る手数料 当該指定納付受託者が納付する収入金に係る収納金
- (2) 競輪の投票券の場外発売に係る経費 当該競輪の場外発売に係る投票券の発売代金

第50条第2号イ中「住民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第56条第1項中「現金亡失報告書を作成し、会計管理者」を「報告書を作成し、会計管理者を経て市長」に改め、同条第2項を削る。

第93条第1項中「は、」の次に「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により、」を加え、同条第2項中「は、」の次に「書面又は電磁的記録により、」を加える。

第94条中「は、」の次に「書面又は電磁的記録により、」を加える。

第96条第2項を削る。

別表第1(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表データ戦略課の項を削り、同表国保年金課の項中「及び主査」を削り、同項の次に次のように加える。

保険料収納対策課	課長及び主査
----------	--------

別表第1(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表児童相談所の項の次に次のように加える。

環境政策課	課長
-------	----

別表第1(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表中都市政策研究所の項を次のように改める。

E B P M推進センター	副所長（副所長を置かない場合にあつては、所長）
---------------	-------------------------

別表第1(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表中各区役所（中央区役所を除く。）保護課の項を次のように改める。

各区役所（中央区役所及び東区役所を除く。）保護 課	課長
------------------------------	----

別表第 1 (1) 市長事務部局（消防局を除く。）の表中中央区役所保護第一課の項を次のように改める。

中央区役所保護第一課及び東区役所保護第一課	課長
-----------------------	----

別表第 2 中

「

横浜幸銀信用組合	本店及び各支店
----------	---------

」

を

「

横浜幸銀信用組合	本店及び各支店 (窓口における収納に あつては、熊本市内の店 舗に限る。)
----------	--

」

に改める。

附 則

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 4 条の改正規定、第 1 9 条の 2 の見出しの改正規定、同条第 1 項の改正規定、同条第 2 項の改正規定（「かわらず、」の次に「出納員又は分任出納員が」を加える部分に限る。）及び同条第 4 項の改正規定並びに第 1 9 条の 3 の次に 2 条を加える改正規定は、同年 1 0 月 1 日から施行する。
- この規則による改正前の第 1 4 条に規定する証紙による納付に係る消印の押印については、令和 9 年 9 月 3 0 日までは、なお従前の例による。

規 則 第 26 号

令和 8 年 3 月 30 日

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則（平成 4 年規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法による第 1 項に規定する利用の申請及びその許可については、別に定める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（利用許可の取消通知）

第 2 条の 2 市長は、センターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が条例第 4 条第 2 項の規定に該当すると認めるときは、熊本市地域コミュニティセンター利用許可取消通知書を利用者に交付するものとする。

第 3 条の見出し中「変更等」を「変更」に改め、同条第 1 項中「センターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条第 3 項中「、利用者が条例第 4 条第 2 項の規定に該当すると認めるときは熊本市地域コミュニティセンター利用許可取消通知書を」を削り、「熊本市地域コミュニティセンター利用変更許可書」を「、熊本市地域コミュニティセンター利用変更許可書」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項又は前項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法による利用許可に係る中止の届出並びに変更の申請及びその許可については、別に定める。

第 10 条第 1 号中「概ね」を「おおむね」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規 則 第 27 号

令和 8 年 3 月 30 日

熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市学校給食費条例施行規則（令和元年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（学校給食費を徴収しない保護者等）

第 3 条の 2 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める者は、児童の保護者等であって、次に掲げるもののいずれの給付も受けていない者とする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条の規定による教育扶助で学校給食費に関するもの

(2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）第 2 条第 1 項に規定する経費の支弁で学校給食費に関するもの

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、児童の保護者等が前条各号のいずれかに掲げる給付を受けている場合であって、当該年度において当該児童に係る当該給付として支給される額が同項に規定する年間納付額未満であるときは、当該年度において当該給付として支給される額の合計額を当該児童に係る年間納付額とみなす。

第 9 条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の規定にかかわらず、児童の保護者等が第 4 条各号のいずれかに掲げる給付を受けている場合であって、当該児童に係る当該期分に相当する当該給付の額が同項に規定する納付額未満であるときは、当該児童に係る当該期分に相当する当該給付の額を当該期の納付額とみなす。この場合において、当該期に係る納期限は、別に定め

る。

第12条中「児童又は」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第9条関係）

期	納期限	学校給食の提供を受ける者			
		児童	生徒	児童と同様の学校給食の提供を受ける学校職員	生徒と同様の学校給食の提供を受ける学校職員
第1期	6月末日	4,800円	5,600円	6,000円	7,000円
第2期	7月末日				
第3期	9月末日				
第4期	10月末日				
第5期	11月末日				
第6期	12月末日				
第7期	1月末日				
第8期	2月末日				
第9期	3月末日	年間納付額から、第1期から第8期までにおいて納付すべき金額の合計額を減じて得た額			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規則第28号

令和8年3月31日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成12年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号及び第13条第1項第3号の表中「見込み額」を「見込額」に改める。

第17条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第20条第2項中「様式第1号」を「別記様式」に改める。

附則第7項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、「令和8年2月28日」を「令和9年2月28日」に改め、同号に次のように加える。

ケ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された帰還困難区域（令和7年3月31日に指定が解除されたものに限る。）に該当したため避難を行っている者（以下「令和6年度指定解除旧帰還困難区域の被災被保険者」という。）のうち合計所得金額が633万円未満のもの
附則第7項第10号を同項第12号とし、同項第3号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号中「前号」を「第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 令和6年度指定解除旧帰還困難区域の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 令和8年3月31日

附則第7項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に掲げる者のうち平成27年1月1日以後平成28年1月1日前に指定が解除された区域又は地点に係るもの 令和8年3月31日

附則第8項第1号中「カ」を「ケ」に、「平成28年」を「平成29年」に改める。

附則第10項第1号中「及びエ」を「、エ及びオ」に、「180月」を「192月」に改め、同項第11号中「附則第7項第10号」を「附則第7項第12号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号中「附則第7項第9号」を「附則第7項第11号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号中「附則第7項第8号」を「附則第7項第10号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「附則第7項第7号」を「附則第7項第9号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号中「附則第7項第6号」を「附則第7項第8号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号中「附則第7項第5号」を「附則第7項第7号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「附則第7項第4号」を「附則第7項第6号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号中「附則第7項第3号」を「附則第7項第5号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

(4) 附則第7項第1号オに規定する被災被保険者(当該被災被保険者に係る居住制限区域又は避難指示解除準備区域の指定の解除が平成29年1月1日前になされたものに限る。) 東日本大震災の発生した月の翌月から180月

(5) 附則第7項第1号オに規定する被災被保険者(当該被災被保険者に係る居住制限区域又は避難指示解除準備区域の指定の解除が平成29年1月1日以後になされたものに限る。) 東日本大震災の発生した月の翌月から192月

(6) 附則第7項第4号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から180月

附則第11項の前の見出し、同項から附則第13項まで、附則第14項の前の見出し、同項から附則第17項まで、附則第18項の前の見出し及び同項から附則第20項までを削る。

様式第1号を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の附則第8項の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料

について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度分の保険料であって、令和7年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和8年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

規 則 第 29 号

令和 8 年 3 月 31 日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則（平成 11 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号キ中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、「届出」の次に「及び同条第 2 項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出」を加え、同号ク中「又は助産所の休廃止等」を「、助産所又はオンライン診療受診施設の休廃止等」に、「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同号ユを同号ワとし、同号ヤを同号ロとし、同号モを同号ルとし、同号ルの次に次のように加える。

レ 法施行令第 4 条第 4 項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届出事項の変更届の受理に関すること。

第 2 条第 1 号メを同号リとし、同号マからムまでを同号ユからラまでとし、同号ホを同号ミとし、同号ミの次に次のように加える。

ム 法施行令第 1 条の 5 の規定により読み替えて適用する法第 24 条の 2 第 1 項の規定による国が開設する病院、診療所若しくは助産所又は国が設置するオンライン診療受診施設（以下これらを「病院等」という。）に係る措置の申出に関すること。

メ 法施行令第 1 条の 5 の規定により読み替えて適用する法第 24 条の 2 第 2 項の規定による病院等の業務停止の申出に関すること。

モ 法施行令第 1 条の 5 の規定により読み替えて適用する法第 25 条第 1 項の規定による病院等に係る報告の命令等及び立入検査に関すること。

ヤ 法施行令第1条の5の規定により読み替えて適用する法第25条第2項の規定による病院等に係る帳簿書類等の提出の命令等及び病院等の開設者又は設置者の事務所その他当該病院等の運営に係りのある場所への立入検査に関すること。

第2条第1号へを同号マとし、同号ノからフまでを同号ヒからホまでとし、同号ネ中「又は閉鎖の命令及び」を「及び診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の閉鎖の命令並びに」に改め、同号ネを同号ハとし、同号ヌを同号ノとし、同号ツからニまでを同号トからネまでとし、同号チ中「報告の徴収並びに病院、診療所及び助産所への」を「病院、診療所若しくは助産所又はオンライン診療受診施設に係る報告の命令及び」に、「同法第2項の規定による帳簿書類等の提出の命令」を「同条第2項の規定による病院、診療所若しくは助産所又はオンライン診療受診施設に係る帳簿書類等の提出の命令及び病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の事務所その他運営に係りのある場所への立入検査」に改め、同号チを同号テとし、同号タの次に次のように加える。

チ 法第24条の2第1項の規定による病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者に対する措置の命令に関すること。

ツ 法第24条の2第2項の規定による同条第1項の命令に従わない同項の開設者又は設置者に対する業務停止の命令に関すること。

第2条第25号エ中「第3条の」を「第3条ただし書に規定する」に改め、同号エ(エ)中「第15項」を「第13項」に改め、同号エ(カ)中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第25号エの改正規定は、同年5月1日から施行する。

規 則 第 30 号

令和 8 年 3 月 31 日

熊本市医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市医療法施行細則の一部を改正する規則

熊本市医療法施行細則（平成 4 年規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「44 の項から 63 の項まで」を「50 の項から 69 の項まで」に改め、同項第 2 号中「43 の項」を「49 の項」に改める。

第 3 条の表 13 の項中「法第 8 条及び」を削り、同表 14 の項及び 15 の項中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同表 63 の項を同表 69 の項とし、同表 39 の項から 62 の項までを 6 項ずつ繰り下げ、同表 38 の項中「定める」の次に「診療用放射性同位元素使用器具、」を加え、「診療用放射性同位元素廃止後の措置届」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後の措置届」に改め、同項を同表 44 の項とし、同表 37 の項中「定める」の次に「診療用放射性同位元素使用器具、」を加え、「診療用放射性同位元素廃止届」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届」に改め、同項を同表 43 の項とし、同表 36 の項中「定める診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「、診療用粒子線照射装置」を、「、診療用放射線照射器具」の次に「、診療用放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素使用器具」を加え、「、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は診療用放射性同位元素装備診療機器」を「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に、「診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・診療用放射性同位元素装備診療機器）に関する変更届」を「診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素装備診療機器・診療用

放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)に関する変更届」に改め、同項を同表 4 2 の項とし、同表 3 5 の項を同表 4 1 の項とし、同表 3 4 の項中「定める診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「又は診療用粒子線照射装置」を加え、「診療用高エネルギー放射線発生装置廃止届」を「診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)廃止届」に改め、同項を同表 4 0 の項とし、同表 3 3 の項を同表 3 9 の項とし、同表 3 2 の項を同表 3 8 の項とし、同表 3 1 の項中「診療用放射性同位元素翌年使用予定届」を「診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)翌年使用予定届」に改め、同項を同表 3 7 の項とし、同表 3 0 の項中「診療用放射性同位元素備付届」を「診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)備付届」に改め、同項を同表 3 6 の項とし、同表 2 9 の項を同表 3 3 の項とし、同項の次に次のように加える。

3 4	法第 1 5 条第 3 項の規定に基づき省令第 2 7 条の 3 第 1 項で定める診療用放射性同位元素使用器具備付けの届出	診療用放射性同位元素使用器具備付届
3 5	法第 1 5 条第 3 項の規定に基づき省令第 2 7 条の 3 第 2 項で定める診療用放射性同位元素使用器具の翌年使用予定の届出	診療用放射性同位元素使用器具翌年使用予定届

第 3 条の表 2 8 の項を同表 3 2 の項とし、同表 2 7 の項を同表 3 1 の項とし、同表 2 6 の項を同表 3 0 の項とし、同表 2 5 の項を同表 2 8 の項とし、同項の次に次のように加える。

2 9	法第 1 5 条第 3 項の規定に基づき省令第 2 5 条の 2 で定める診療用粒子線照射装置設置の届出	診療用粒子線照射装置設置届
-----	--	---------------

第 3 条の表 2 4 の項を同表 2 7 の項とし、同表 2 3 の項を同表 2 6 の項とし、同表 2 2 の項を同表 2 5 の項とし、同表 2 1 の項を同表 2 3 の項とし、同項の次に次のように加える。

24	法第9条第2項に規定するオンライン診療受診施設設置者の死亡又は失踪の届出	オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届
----	--------------------------------------	-----------------------

第3条の表20の項中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に、「病院（診療所・助産所）再開届」を「病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）再開届」に改め、同項を同表22の項とし、同表19の項中「及び」を「又は」に、「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に、「病院（診療所・助産所）廃止（休止）届」を「病院（診療所・助産所・オンライン診療受診施設）廃止（休止）届」に改め、同項を同表21の項とし、同表18の項を同表19の項とし、同項の次に次のように加える。

20	政令第4条第4項に規定するオンライン診療受診施設設置届出事項変更の届出	オンライン診療受診施設設置届出事項変更届
----	-------------------------------------	----------------------

第3条の表17の項を同表18の項とし、同表16の項を同表17の項とし、同表15の項の次に次のように加える。

16	法第8条第2項に規定するオンライン診療受診施設設置の届出	オンライン診療受診施設設置届
----	------------------------------	----------------

第5条第1項の表2の項中「44の項」を「50の項」に改め、同表3の項中「45の項」を「51の項」に改め、同表4の項中「46の項」を「52の項」に改め、同表5の項中「47の項」を「53の項」に改め、同表6の項中「48の項」を「54の項」に改め、同表7の項中「49の項」を「55の項」に改め、同表8の項中「51の項」を「57の項」に改め、同表9の項中「53の項」を「59の項」に改め、同表10の項中「57の項」を「63の項」に改め、同表11の項中「58の項」を「64の項」に改め、同表12の項中「59の項」を「65の項」に改め、同表13の項中「60の項」を「66の項」に改め、同表14の項中「63の項」を「69の項」に改め、同条第2項の表8の項中「22の項」を「25の項」に改め、同表9の項中「23の項」を「26の項」に改め、同表10の項中「39の項」を「45の項」に改め、同表11の項中「40の項」を「46の項」に改め、同表12の項中「41の項」を「47の項」に改め、同表13の項中「42の項」を「48の項」に改め、同表14の項中「43の項」を「49の項」に改める。

第6条中「15の項」を「16の項」に、「16の項から21の項まで及び24の項から38の項まで」を「17の項から24の項まで及び27の項から44の項まで」に改める。

第7条第1項第1号中「44の項から63の項まで」を「50の項から69の項まで」に改め、同項第2号中「43の項」を「49の項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市医療法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規 則 第 31 号

令 和 8 年 3 月 31 日

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市税条例施行規則（昭和 43 年規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改める。

第 7 条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 7 条の 2（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市税条例施行規則第 7 条及び第 7 条の 2 の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和 7 年度分までの年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則 第 32 号

令 和 8 年 3 月 31 日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 6 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表様式第 1 号の項中「第 4 4 8 条」を「第 4 4 6 条」に改め、同表様式第 5 9 号の項中「軽自動車税（種別割）納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に、「第 4 6 3 条の 1 8 第 2 項」を「第 4 5 1 条第 2 項」に改め、同表様式第 6 0 号の項中「軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替用）」を「軽自動車税納税通知書（口座振替用）」に、「第 4 6 3 条の 1 8 第 2 項」を「第 4 5 1 条第 2 項」に改め、同表様式第 6 1 号の項中「軽自動車税（種別割）税額変更〔賦課取消し〕通知書」を「軽自動車税税額変更・賦課取消通知書」に改め、同表様式第 1 0 3 号の項中「軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）」を「軽自動車税納税証明書（車検用）」に改め、同表様式第 1 0 5 号の項中「軽自動車税（種別割）課税台帳等記載事項証明書」を「軽自動車税課税台帳等記載事項証明書」に改める。

様式第 4 6 号第 1 片中

「

第 期 ()	第 期 ()	第 期 ()	第 期 ()
------------	------------	------------	------------

」

を

「

第 期	第 期	第 期	第 期
-----	-----	-----	-----

」

に改める。

様式第47号第1片中

「

第 期 ()	第 期 ()	第 期 ()	第 期 ()
------------	------------	------------	------------

」

を

「

第 期	第 期	第 期	第 期
-----	-----	-----	-----

」

に改める。

様式第59号を次のように改める。

様式第60号中「軽自動車税（種別割）納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に、「軽自動車税（種別割）を」を「軽自動車税を」に改める。

様式第61号中「軽自動車税（種別割）税額変更〔賦課取消し〕通知書」を「軽自動車税税額変更・賦課取消通知書」に改める。

様式第93号中

「

扶養	一般	
	老人	
	特定	

」

を

「

扶養	一般	
	老人	
	特定	
特定親族特別控除		

」

に改める。

様式第103号中「軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）」を「軽自動車税納税証明書（車検用）」に、「軽自動車税（種別割）の」を「軽自動車税の」に改める。

様式第105号中「軽自動車税（種別割）課税台帳等記載事項証明書」を「軽自動車税課税台帳等記載事項証明書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の様式第93号は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税について用い、令和7年度分までの個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税については、なお従前の例による。

訓 令

訓 令 第 2 号

令和 8 年 3 月 26 日

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本市契約書の書式等を定める訓令（昭和 39 年訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

書式第 1 号熊本市公共工事請負契約約款第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

書式第 1 号熊本市公共工事請負契約約款第 10 条第 1 項第 3 号中「第 26 条第 3 項ただし書」を「第 26 条第 3 項第 2 号」に、「同項ただし書」を「同号」に改める。

書式第 1 号熊本市公共工事請負契約約款第 24 条に次の 1 項を加える。

- 3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 56 条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第 57 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

書式第 1 号熊本市公共工事請負契約約款第 25 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかつ

たこと又は当該協議に関して受注者が第56条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第57条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

書式第1号熊本市公共工事請負契約約款第26条に次の1項を加える。

- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第56条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第57条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

書式第1号熊本市公共工事請負契約約款第37条中「前払金」の次に「（中間前払金を除く。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

書式第1号熊本市公共工事請負契約約款第37条に次の1項を加える。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

訓 令 第 3 号

令和 8 年 3 月 3 1 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成 8 年訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 特命課長 分掌規則第 3 条第 2 項に規定する特命課長及び別に定めるところにより第 1 0 条の 2 に規定する特命課長共通専決事項を専決することができるものをいう。
- (6) 担当課長 分掌規則第 3 条第 2 項に規定する担当課長及び別に定めるところにより第 1 0 条の 2 に規定する担当課長共通専決事項を専決することができるものをいう。

第 6 条第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

- (5) 契約検査監の基本的職能
 - ア 上司の命を受け、契約及び検査に関する特に重要な施策について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。
- (6) 危機管理監の基本的職能
 - ア 上司の命を受け、危機管理に関する特に重要な施策について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

第 6 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) の 2 交通政策監の基本的職能
 - ア 上司の命を受け、交通政策に関する特に重要な施策について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

第 6 条第 1 0 号の 2 ア中「ついて」の次に「、課長として培われた知識及び経験を

活かし」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(10)の3 担当課長の基本的職能

ア 特に担当することとされた事項について、課長の基本的職能に準じて取り組む。

第6条第13号を次のように改める。

(13) 削除

第6条第17号イ中「課長の」を「課長（特命課長及び担当課長を含む。この号及び次号において同じ。）の」に改める。

第8条都市建設局長専決事項の項第20号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替え円滑化法」を「マンション再生等円滑化法」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合」に改め、「事業計画」の次に「又は資金計画の認可並びに定款及び事業計画又は資金計画の変更」を加え、同項第21号中「マンション建替え円滑化法」を「マンション再生等円滑化法」に改め、「認可」の次に「並びに変更の認可」を加え、同項第22号中「マンション建替え円滑化法」を「マンション再生等円滑化法」に改め、「権利変換計画」の次に「、分配金取得計画、補償金支払計画及び敷地権利変換計画の認可並びに変更」を加え、同項第23号から第25号までを削り、同項第26号を同項第23号とし、同項第27号から第33号までを3号ずつ繰り上げ、同項第34号中「応急的危険回避措置」の次に「（軽微なものを除く。）」を加え、同号を同項第31号とする。

第9条部長共通専決事項の項第7号中「（分任出納員の任免を含む。）」を削り、同条行政管理部長専決事項の項を同条人事部長専決事項の項とする。

第10条国保年金課長専決事項の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同項の次に次のように加える。

保険料収納対策課長専決事項

(1) 保険料等に係る徴収の嘱託及び受託に関すること。

第10条建築指導課長専決事項の項第30号中「マンション建替え円滑化法」を「マンション再生等円滑化法」に、「除却の」を「除却等の」に、「要除却認定マンションの建替え」を「要除却等認定マンションの建替え等」に改め、「容積率」の次に「又

は各部分の高さ」を加え、同条住宅政策課長専決事項の項第5号中「マンション建替え円滑化法」を「マンション再生等円滑化法」に改め、「選任」の次に「及び決算報告書」を加え、同項第6号中「マンション建替え円滑化法」を「マンション再生等円滑化法」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項第7号中「マンション建替え円滑化法」を「マンション再生等円滑化法」に、「マンション建替事業に係る報告又は資料の提出の要求及び勧告、助言又は援助並びにマンション建替事業の促進を図るための」を「マンション再生事業、マンション等売却事業、マンション除却事業及び敷地分割事業に係る報告、資料の提出、勧告、助言、援助及び」に改め、同項第8号中「マンション建替え円滑化法」を「マンション再生等円滑化法」に、「マンション建替事業」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合の事業又は会計の状況」に改め、同項第9号中「マンション建替え円滑化法」を「マンション再生等円滑化法」に、「解任投票」を「解任の投票」に改め、同項第10号を次のように改める。

(10) マンション再生等円滑化法の規定に基づく除却等計画の認定及び変更の認定に関すること。

第10条住宅政策課長専決事項の項第11号中「マンション建替え円滑化法」を「マンション再生等円滑化法」に、「認定買受計画」を「認定除却等計画」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) マンション再生等円滑化法の規定に基づく要除却等認定マンションの除却等に係る指導及び助言並びに指示に関すること。

第10条住宅政策課長専決事項の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、同項に次の1号を加える。

(14) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定に基づく支援法人に係る登録、報告、命令及び登録の取消しに関すること。

第10条空家対策課長専決事項の項第1号中「勧告」の次に「並びに家庭裁判所等に対する命令等の請求（次号において「命令等の請求」という。）」を加え、同項第2号中「及び勧告」を「、勧告及び応急的危険回避措置（軽微なものに限る。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく空家等管理活用支援法人に係る指定、監督等、情報の提供等、空家等対策計画の作成等の通知及び要請

に基づく命令等の請求に関すること。

第10条の2の見出しを「(特命課長及び担当課長専決事項)」に改め、同条中「特命課長」の次に「及び担当課長」を加える。

第11条東税務室、西税務室、南税務室及び北税務室の室長専決事項の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 過誤納金の処理に関すること。

第15条第2項第2号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号を同項第17号とし、同項第15号中「金峰山少年自然の家所長、」を削り、同号を同項第16号とし、同項第14号を同項第15号とし、同項第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 教育委員会事務局の各特命課長及び担当課長

ア 特に担当することとされた事項に関すること(教育委員会事務局の各課長専決事項に該当する事項に限る。)

第15条第3項中「第7号及び第10号から第13号」を「第8号及び第11号から第14号」に改める。

第15条の2第1項中「の局長、次長及び総務課」を削り、同条第2項第3号中「総務課長」を「の各課長」に改め、同項第4号中「総務課副課長」を「の各副課長」に改め、同条第3項中「総務課長」を「の各課長」に、「議会局総務課副課長」を「所属の副課長」に改める。

第16条第4項に次のただし書を加える。

ただし、特命課長又は担当課長を置く部署において、部長に事故があるときは、当該特命課長又は担当課長が所掌する事務に係るものに限り、特命課長又は担当課長がその事務について代決する。

第16条第5項中「事務」の次に「(特命課長又は担当課長を置く部署において当該特命課長又は担当課長が所掌する事務に係るものを除く。)」を加え、同条第10項を同条第12項とし、同条第9項を同条第11項とし、同条第8項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 特命課長又は担当課長を置く部署において、特命課長又は担当課長に事故がある

ときであって、課長に事故があるときは、所管の主幹（主査を兼ねる者に限る。）がその事務について代決する。

- 9 前項に規定する場合において、代決する者に事故があるとき又は代決する者を欠くときは、定例かつ軽易で緊急を要するものに限り、所管の主査がその事務について代決する。

附則第1条の2の見出し中「都市政策研究所の」を「E B P M推進センターの」に改め、同条中「都市政策研究所に」を「E B P M推進センターに」に、「都市政策研究所長」を「E B P M推進センター所長（E B P M推進センター副所長を置く場合にあっては、E B P M推進センター副所長）」に改める。

別表第1中「都市政策研究所長」を「E B P M推進センター所長」に改める。

別表第2中「水産振興センター所長」を「水産振興センター所長
E B P M推進センター副所長」に改める。

別表第3中「勤労青少年ホーム」を「勤労青少年ホーム
保育指導室」に改める。

別表第4中「議会局総務課長 監査事務局副事務局長」を「議会局の課長
監査事務局副事務局長」に、

「市立高等学校副校長」を「市立高等学校副校長
議会局の副課長」に、

「議会局総務課長補佐 監査事務局補佐」を「議会局の課長補佐
監査事務局補佐」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（熊本市職員提案に関する訓令の一部改正）

- 2 熊本市職員提案に関する訓令（昭和58年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総務局行政管理部改革プロジェクト推進課長（以下「改革プロジェクト推進課長」という。）」を「改革プロジェクト推進課長」に改める。

第9条中「総務局行政管理部改革プロジェクト推進課」を「改革プロジェクト推

進課」に改める。

訓 令 第 4 号

令和 8 年 3 月 3 1 日

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成 2 4 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条部長共通専決事項の項第 7 号中「(分任出納員の任免を含む。)」を削る。

第 4 条区民課長専決事項の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(特命課長及び担当課長専決事項)

第 4 条の 2 次の事項は、特命課長及び担当課長の専決とする。

(1) 特に担当することとされた事項に関すること(課長共通専決事項に該当する事項に限る。)

第 8 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、特命課長又は担当課長を置く部署において、部長に事故があるときは、当該特命課長又は担当課長が所掌する事務に係るものに限り、特命課長又は担当課長がその事務について代決する。

第 8 条第 3 項中「事務」の次に「(特命課長又は担当課長を置く部署において当該特命課長又は担当課長が所掌する事務に係るものを除く。)」を加え、同条第 7 項を同条第 9 項とし、同条第 6 項を同条第 8 項とし、同条第 5 項の次に次の 2 項を加える。

6 特命課長又は担当課長を置く部署において、特命課長又は担当課長に事故があるときであって、課長に事故があるときは、所管の主幹（主査を兼ねる者に限る。）がその事務について代決する。

- 7 前項に規定する場合において、代決する者に事故があるとき又は代決する者を欠くときは、定例かつ軽易で緊急を要するものに限り、所管の主査がその事務について代決する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

公告第231号

令和8年3月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法62条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局長から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更について認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第62条第1項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 都市計画事業の種類及び名称

平成29年九州地方整備局告示第55号熊本都市計画道路事業3・3・93号
益城中央線及び3・3・13号水前寺秋津線

2 施行者の名称

熊本県

3 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局土木部道路計画課

5 事業施行期間及び縦覧期間

事業施行期間 平成29年(2017年)3月10日から

令和9年(2027年)3月31日

縦覧期間 令和8年(2026年)3月17日から

令和9年(2027年)3月31日

告 示

告示第216号

令和8年4月1日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定したので、同法第15条の17第2項の規定により、下記のとおり告示する。

区域の範囲を表示した図面は省略し、その図面については熊本市環境局資源循環部事業ごみ対策課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

記

指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
産-11	熊本市北区明德町字大道下1301番地1外	ア

【埋立地の区分】

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第5項（法第9条の3第10項及び第15条の2の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地（改正政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2第1号）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）第2条の規定による改正前の法第9条第3項（同法第9条の3第6項及び第15条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があった一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地（令第13条の2第2号）

- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 9 5 号）第 1 条の規定による改正前の法第 8 条第 1 項又は第 1 5 条第 1 項の規定による届出があった一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地のうち、廃止の届出制度の施行日（平成 4 年 7 月 4 日）より前に廃止されたもの（改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号。以下「規則」という。）第 1 2 条の 3 1 第 1 号）
- エ 市町村又は埋立処分を業として行う一般廃棄物処分業者若しくは産業廃棄物処分業者が設置した設置許可又設置届出の対象外最終処分場（いわゆるミニ処分場及び旧処分場（ただし、自らその事業活動に伴って生じた廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあたっては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されたものに限る。））に係る埋立地のうち、法施行後に廃止されたもの（水面埋立地にあたっては、令第 5 条第 2 項又は第 7 条第 1 4 号ハに基づく環境大臣の指定を受けたものに限る。）（規則第 1 2 条の 3 1 第 2 号）
- オ 法第 1 9 条の 4 の規定に基づく措置命令又は法第 1 9 条の 7 等の規定に基づく行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置覆土の措置が講じられた廃棄物の埋立地（規則第 1 2 条の 3 2）